

【フランス】ノートルダム大聖堂の保存と修復のための法律の制定

海外立法情報課長 三輪 和宏

* 2019年7月29日に、火災で大きな被害を受けたパリのノートルダム大聖堂の保存及び修復を目的とし、その再建を進めるための国の募金を創設する法律第2019-803号が制定された。

1 背景と経緯

2019年4月15日の夕方、フランス屈指の観光名所であるノートルダム大聖堂で火災が発生した。この火災は翌16日に鎮火したが、出火元が屋根内部であったため、中央の尖塔が焼け崩れ、屋根の多くが焼失した。消火作業が功を奏し、建物全体の構造は残った。マクロン（Emanuel Macron）大統領は、4月15日夜にノートルダム大聖堂を訪れ記者会見を行い、「我々は大聖堂とともに再建する。それがフランスの運命の一部であるからだ」¹と述べ、その再建の方針を国民に明確に示した。

政府によってノートルダム大聖堂の再建に関する法律案が策定され、2019年4月24日にフランス議会の下院に提出された。所管の大臣は、文化大臣と行動・公会計大臣²である。この法律案の審議については、政府の要求に基づき、フランス憲法（1958年制定）第42条第4項に規定される審議促進手続（procédure accélérée）³が適用され、速やかに審議が開始された。法律案は、下院で2回、上院でも2回の修正が行われ、最終的に下院において同年7月16日に可決した。同月29日には、大統領審署がなされ、「パリのノートルダム大聖堂の保存及び修復を目的とし、そのための国の募金を創設する法律第2019-803号」⁴が制定された。この法律は、翌30日に公布された。

2 主な内容

この法律は、全11か条から成る。主な内容は、次のとおりである。

（1）国の募金事業の創設、その使用目的（第1条、第2条、第4条、第7条）

ノートルダム大聖堂の保存と修復のために、大統領の下に、国の募金事業を創設することとした。この募金事業は2019年4月16日に遡って開始され、終期はデクレ（政令）で定められる。この募金事業で集められた資金は、国が所有者⁵となっているノートルダム大聖堂とその調度品の保存と修

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年12月4日である。

¹ Alain Auffray, “Devant Notre-Dame dévastée, Macron appelle à rebâtir ensemble,” *Libération*, 2019.4.16. <https://www.liberation.fr/france/2019/04/16/devant-notre-dame-devastee-macron-appelle-a-rebatir-ensemble_1721608>

² 予算の準備と執行、租税、関税、公会計の管理、年金の管理等を所管。

³ 先議の院で法律案提出から6週間、後議の院で法律案の送付後4週間が経過した後でなければ、本会議の審議を行うことができないという原則が適用されないことを認める手続。

⁴ Loi n° 2019-803 du 29 juillet 2019 pour la conservation et la restauration de la cathédrale Notre-Dame de Paris et instituant une souscription nationale à cet effet. <https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000038843049>

⁵ フランスでは、1905年12月9日政教分離法（Loi du 9 décembre 1905 concernant la séparation des Églises et de l'État. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000508749>>）及びその関連法により、カトリック教会の所有していた礼拝用建物等の教会財産は、国又は市町村に帰属し、礼拝用建物についてはカトリック教会が無償で使用することになった。政教分離の観点から、1905年12月9日政教分離法及び関連法では、国公有となった礼拝用建物の無償使用を通じて、国と教会の関わりが残ることになった、と評されている。なお、ノートルダム大聖堂については、保守は所有者である国が行うものであり、保存と修復も国の責任で行うことになる。小泉洋一「フランス政教分離法の性格」『甲南法学』45巻1・2号、2004.12, pp.42-43; 井上修一「フランスにおける政教分離の法の展開」『佛教大学教育学部論集』21号、2010.3, p.8.

復に限って用いられる。ただし、保存・修復作業を行う専門技術者に対する教育・研修のためにも用いることができる。なお、地方自治体とその連合体は、その地理的範囲を超えて、この募金事業に対して支出を行うことができることとされた。

(2) 個人の寄附に対する税額控除の適用（第 5 条）

国の募金事業に対して、2019 年 4 月 16 日から同年 12 月 31 日までに行われた個人の寄附については、税額控除の例外的措置を適用することとした。すなわち、租税一般法典 (*Code général des impôts*) 第 200 条第 1 項で規定する所得税からの寄附金の税額控除の措置を、指定された 4 つの団体等⁶への個人の寄附に適用することとし、その際に 1,000 ユーロ⁷までの寄附金に対して税額控除される金額の算定の率を 75%とした⁸。1,000 ユーロを超える寄附金に対しては、同条同項の規定どおり 66%の率が適用される。また、税額控除は課税所得金額の 20%相当額までとするという、同条同項にある上限規定⁹は適用しないこととした。

(3) 保存と修復のための行政的公施設の創設（第 9 条）

政府が、ノートルダム大聖堂の保存と修復の作業を企画し実施する責任を有する行政的公施設 (*établissement public administratif*)¹⁰を、文化担当の大臣の監督の下に創設することとした。この公施設の長の下には、科学に関する評議会 (*Conseil scientifique*) を設けることとし、保存と修復に関する調査・作業に関して諮問することとした。

(4) 文化財及び建築に関する全国委員会への報告と諮問（第 10 条）

ノートルダム大聖堂の保存と修復の調査と工事の進捗に関して、文化財及び建築に関する全国委員会 (*Commission nationale du patrimoine et de l'architecture*) に対して、定期的に報告し、諮問を行うこととした。同委員会は、2016 年に創設され、文化担当の大臣の下に置かれている機関であり、文化財・歴史的建造物の保護に関する諮問を受ける等の役割を担っている。

(5) オルドナンスによる法令の整備（第 11 条）

政府が、オルドナンス（行政立法）によって、保存・修復作業の実施を円滑にするために特に必要となる規定の整備を行うことができることとした。この整備の内容として、道路、環境、都市計画等の面で既存の制度に変更を加えたり、例外を設けたりすることが想定されている。

参考文献

- ・ Anne Brugnera, *Assemblée nationale Rapport*, n° 1918, 2019.5.2. <<http://www.assemblee-nationale.fr/15/pdf/rapports/r1918.pdf>>
- ・ Alain Schmitz, *Sénat Rapport*, n° 521, 2019.5.22. <<https://www.senat.fr/rap/118-521/118-5211.pdf>>

⁶ 4 つの団体とは、フランス文化財センター (*Centre des monuments nationaux*)、フランス財団 (*Fondation de France*)、文化遺産財団 (*Fondation du patrimoine*)、ノートルダム財団 (*Fondation Notre-Dame*) である。これ以外に、国庫 (*Trésor public*) に直接納めるという方法でも、例外的措置の適用を受けることが可能である。

⁷ 1 ユーロは 119.88 円 (令和元年 12 月分報告省令レート)。

⁸ 具体的には、1,000 ユーロの寄附をこの募金事業に行った場合、その 75%の 750 ユーロが納めるべき所得税から税額控除される。寄附金の税額控除前の所得税が仮に 3,000 ユーロであれば、そこから 750 ユーロが差し引かれ 2,250 ユーロが納めるべき所得税になる。

⁹ 仮に課税所得金額が 100,000 ユーロ (その 20%は 20,000 ユーロ) であるとした場合、税額控除できる金額は 20,000 ユーロが限度になる。ただし、20%を超えた金額は、翌年以降に繰り越して税額控除できる。繰越しは 5 年まで行うことができる (租税一般法典第 200 条第 1 項の 2)。

¹⁰ 公施設 (専門的な公役務の管理運営に関与する公法上の法人格を備える施設・機関) のうち伝統的公役務活動を管理するもの。大学、美術館、病院、貯蓄金庫等。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002, p.211。